

令和 4 年 6 月 13 日現在

機関番号：14501

研究種目：挑戦的研究（萌芽）

研究期間：2017～2021

課題番号：17K18541

研究課題名（和文）法学分野における議論教育の手法としてのアカデミック・ディベートの活用に関する研究

研究課題名（英文）On the Use of Academic Debate as a Method of Argumentation Education in Law

研究代表者

角松 生史（KADOMATSU, Narufumi）

神戸大学・法学研究科・教授

研究者番号：90242049

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 4,900,000円

研究成果の概要（和文）：社会の様々な分野で「良い議論」ができる市民育成の必要性という観点から、「議論教育」の重要性が説かれている。法学分野においても同様であるが、法学教育の場で実際に活用可能な議論教育の有効な具体的手法が十分に提案されたとは言えない。本研究は、「議論教育」の一つの手法たる政策論題に関するアカデミック・ディベート（「政策ディベート」）の法学教育における有効性を検証し、具体的な手法の開発をめざした。第1に、政策ディベートの議論と法律学の議論との構造的相違を分析し、第2に、法学固有の専門知識・スキルの習得にアカデミック・ディベートがどの程度寄与しているかを検討した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、まず、政策ディベートの議論と法律学の議論とが、法の「解釈」と「適用」それぞれにおいてどのような共通点と相違点を有するかを検討した。また、法学専門教育としての知識・スキルの習得にディベートを役立てるための課題として、法的三段論法の習得、主張責任・証明責任等の位置づけ、「証拠資料」の利用、法学学習の各段階におけるディベートの位置づけ等の点について検討した。

研究成果の概要（英文）：The importance of "argumentation education" has been emphasized from the perspective of the need to nurture citizens who can engage in "good argumentation". The same is true in the field of law. This study aimed to examine the effectiveness of academic debate on policy issues ("policy debate") in legal education and to develop a specific method for this purpose. First, we analyzed the structural differences between policy debate and legal argumentation. Second, we examined how and to what extent academic debate can contribute to the acquisition of specialized knowledge and skills specific to law.

研究分野：行政法、都市法

キーワード：ディベート 法学教育 議論教育

1. 研究開始当初の背景

現在、社会の様々な分野で「良い議論」ができる市民育成の必要性という観点から、「議論教育」の重要性が説かれている。法学分野においてもその重要性は広く認められていたが、法学教育の場において実際に活用可能な議論教育の有効な具体的手法が十分に提案されたとは言えない。本研究は、法学教育に期待される多様な能力育成のうちで、特に「政策形成・制度設計」「紛争解決」に焦点をあて、それらの能力を育成するための「議論教育」の一つの手法たる政策論題に関するアカデミック・ディベートの有効性を検証し、具体的な教育手法の開発をめざした。

2. 研究の目的

アカデミック・ディベートとは、「一つの論題に関して、対立する立場をとる話し手が、(中立的な)聞き手を論理的に説得することを目的として議論を展開するコミュニケーションの形態」と定義され、一般的には論題を肯定する側・否定する側の2チームに分かれて議論が行われるが、このようなゲーム形式で行われるディベートを用いた議論教育によって政策形成能力及び紛争解決能力を育成するための手法の開発が、本研究の目的だった。

その際我々は、アカデミック・ディベートの有する3つの特質に着目した。第1に、証拠資料の形をとるデータと論拠を示した上で主張を提示して(Toulmin モデル)他者と議論する「evidence-based な議論」としての特性である。このことは社会科学・自然科学の多様な学問分野の知見を交えて、専門法律家以外の幅広い市民と議論する可能性につながるだろう。第2に、肯定側・否定側の二元的対立を軸とする議論であり、さらに自らの意見にかかわらず肯定側・否定側どちらの立場に立つこともある(switch-side する)という議論形式の特性である。司法手続における対審構造とも関連するこのような構造は法学教育との親和性が高いが、他方で、利害調整や細かい制度設計を踏まえた上での政策形成・紛争解決能力の育成にとっての弱点ともなりうる。模擬裁判・模擬仲裁などの教育手法との比較も必要である。第3に、ゲーム形式を活用した受講者の主体的・積極的参加を促し、それを前提とするアクティブ・ラーニングとしての特性である。教育手法としてのアカデミック・ディベートが受講者の理解度、学習インセンティブ、批判的思考力育成等に及ぼす客観的效果測定を踏まえた上での更なる手法改善も本研究の目的であった。

3. 研究の方法

法学(公法学・私法学・訴訟法学)、議論学および社会科学各分野にまたがる研究組織による共同研究を行った。研究代表者・分担者は、いずれもアカデミック・ディベートの理論と実際に精通し、授業におけるディベート指導の経験がある。共同研究会の開催を軸にした文献研究とフィールド調査等を行った。

3.1 共同研究会

- (1)2017.9.3 神戸大学 (報告:各研究分担者)
- (2)2018.3.4 津田塾大学(講演:久保健治氏(九州大学)「ディベート研修の実情」(注:久保氏は2018年度から研究分担者に加わった))
- (3)2018.6.17 九州大学 (報告:各研究分担者)
- (4)2019.7.27 北海道大学 (報告:各研究分担者、研究協力者(尾下悠希氏(神戸大学)))
- (5)2021.3.4 オンライン(共催)(講演:福永実氏「アメリカにおける法解釈方法論」、報告:尾下悠希氏「Sutton v. United Air Lines, Inc. における法解釈方法論」)
- (6)2021.7.17 オンライン(共催)(講演:小西卓三氏(昭和女子大学)「非形式論理学:歴史・『良い議論』に関する論点・法的判断への含意」)

3.2 フィールド調査

アカデミック・ディベート類似の他の教育手法との比較の観点から、高校生模擬裁判について福井法教育研究会での角松の報告及び意見交換(2018.6.30)、高校生模擬裁判関西大会観戦(2018.8.4)を行った。また、研究分担者が3大学知財ゼミ対抗ディベートを観戦した(2018.11.29-30,早稲田大学)。

法学専門教育に資するディベート・フォーマットの試作を目指し、法科大学院生・修了者、法学部生等の協力を得て、JR東海事件最高裁判決(最判2016年3月1日民集70巻3号681頁)を素材とした「法律事例ディベート」の模擬試合を行った(2018.8.10)。その後参加者からのフィードバック、試合のトランスクリプト等を用いて検討を進めた。

3.3 学会報告

第6回ディベート国際教育研究会大会(2020.3.15 オンライン。主催:九州大学)でパネル「法学専門教育とアカデミック・ディベート」を、第6回議論学国際会議(2020.8 オンライン)でパネル「LEGAL EDUCATION AND DEBATE」を立ち上げ、研究代表者・分担者・研究協力者が報告した。

4. 研究成果

本研究は、法学教育の場における議論教育の具体的手法としてのアカデミック・ディベートを利用可能性について分析した。その際、第1に、政策論題をとりあげるアカデミック・ディベート(以下「政策ディベート」)の議論と法律学の議論との構造的相違を分析した。第2に、一般的な議論教育や批判的思考能力の養成と区別された法学固有の専門知識・スキルにアカデミック・ディベートがどの程度寄与しうるかを検討した。そのために、3.2で記したように、通常の政策ディベートのフォーマットや審判方法に可能な限り依拠した上で、アカデミック・ディベートの経験と法律の専門知識を共に有する学生等による「法律事例ディベート」の模擬試合を行い、そのトランスクリプト等を用いて検討し、「法律論ディベート」の可能性について以下のような知見を得た。なお、ここでいう「法律論ディベート」は、特定の論点に関する法解釈それ自体に焦点を当てた「解釈論ディベート」と、解釈論と事例への当てはめの双方を行う「法律事例ディベート」の両者を含むものである。

4.1 政策ディベートと法律論ディベート

政策ディベートにおける勝敗決定基準としては、一般的な政策を導入することのメリット/デメリット比較方式(例:ディベート甲子園)をとることがもっとも多く、試合における議論もそのような勝敗決定基準によって規定される。他方、法律学における議論は、法律の条文と具体的な事実関係との架橋、すなわち法の「解釈」(一般的ルールの意味の詳細化)・「適用」(具体化されたルールの個別具体的事例への当てはめ)を中心とするため、議論に構造的相違が生じるのではないかという点が問題になる。

4.1.1 解釈 法の「解釈」、特にいわゆる「利益衡量」論の手法は、政策ディベートと共通性が多い。利益衡量論における当事者間の帰責性・要保護性等の分析は、政策ディベートでもしばしば挙げられる論拠(warrant=Toulmin)である。「メリット/デメリット比較方式」も実は帰責性・要保護性のような観点をあげてメリット/デメリットの大小を論じることが少なくないし、異なる当事者間に生じるメリット/デメリットの「価値比較」を行って結論を導く場合もある。そこでの議論には帰結主義・功利主義的観点のみならず義務論的な観点も含まれうる。その意味で、政策ディベートで通常議論されるメリット/デメリットは、良かれ悪しかれ、かなり幅広い議論を取り込みうるものだろう。この点においては、政策ディベートの訓練は法解釈の議論能力の向上に少なからず寄与しうると言える。

もっとも、法解釈における議論には、メリット/デメリット比較に基本的になじみにくいものもある。条文が用いる文言の辞書的な意味、同一の文言が同じ法律であるいは他の法律も含めて複数の文脈で用いられている場合におけるそれらの意味の整合性、類似する事案との取り扱いの共時的・一貫性、これまでの取り扱い(過去の判例等)との(通時的な)一貫性、当該法律の制定時の議論に関する資料(いわゆる「立法史」)の参照等である。このような議論を法律論ディベートにおいてどのように位置づけ、スキルの養成にどのようにつなげていくかが課題となる。

4.1.2 適用 他方、法の「適用」は、一般的な政策について議論する政策ディベートでは通常行われないタイプの議論である。もっとも、法命題の意味を解釈によって詳細化していくことで適用の可否について一義的な解答が得られる場合、適用固有の問題は生じない。しかし、法適用に当たっての「判断要素」を示す形の解釈がなされている場合、具体的な事実関係を各判断要素との関係でどのように評価するか、当該事案においてどの判断要素を重視するか等についての議論が行われることになる。これらの議論の評価は、メリット/デメリット比較とは異なった観点からなされるべきだろう。

4.2 法学専門教育としての知識・スキルの習得と法律論ディベート

4.2.1 法的三段論法 法律論ディベート、特にその中の法律事例ディベートという形式は、法的ルールの選択・ルールの法的意味の詳細化(解釈)・当てはめという法的三段論法の構成を学ぶのに良い練習になる。もちろん一般の法律小論文作成でもそのようなトレーニングを行うのだが、ディベート形式で行うことで、三段論法のそれぞれの過程に対する反論を想定しながら立論を構成し、かつ試合中に実際に反論に答えることは、よい訓練になるだろう。

しかし、判定方法との関係では問題が残る。政策論ディベートでは、議論の上手さ(=スキル)を採点して点数の大小で勝敗を決めるのではなく、議論の中で合意された論点、一方が優勢だった論点などをつなぎ合わせて得られた結論としてのメリットとデメリットを比較し、どちらが大きいかで勝敗を決めるのが一般的である。法律論ディベートにおいて勝敗判定基準を「原告の請

求は認められるか」(民事訴訟の場合)にした上で、論点分析から結論を出すこの方式をとると、法的三段論法に従った法的構成の作り込みが甘くても、試合に勝ってしまう可能性がありうる。このことは学習効果を損ないうる。かといってスキルによる判定をとることは、アカデミック・ディベート形式の教育上の利点を失わせる危険がある。

4.2.2 主張責任・証明責任等 民事訴訟における「法令の解釈適用については、裁判所が責任を負う。したがって、法規に関しては、弁論主義の適用がない」という原則を法律論ディベートに適用すると、ディベート自体が無意味なものになることは言うまでもない。民事訴訟で事実について妥当する主張原則(とそれに伴う主張責任)による処理、自白原則、証明責任による処理といったものを、法の解釈適用のレベルで観念する必要が出てくるが、それらが無批判にスライドさせればよいというわけではなく、その目的に応じた一定の修正は必要になる。

さらに、試合中に特定の論点を一方が「落とし」、相手方がそのことを指摘した場合、通常のディベートでは、相手の主張を認めたものとして扱われる。法律論ディベートも同様の審査基準をとるべきだと思われるが、それにより、法律学学習上重要な論点が試合で展開されず、学習の機会を失うことも起こる。法律論ディベートの主目的を法的思考・法的議論のスキル一般の習得に置くのであればそれで特に問題はないが、当該法的論点に関する知識の習得を期待するのであれば限界があることを踏まえた授業設計が必要になる。

4.2.3 「証拠資料」 2.で述べたように、本研究は、試合中に「証拠資料」を読み上げて正確に引用するアカデミック・ディベートの特性が法学教育においても有効なのではないかと考えた。しかし、法律論ディベートで学説・裁判例等を「証拠資料」として用いる場合、その「証明力」の判断は難しい。

学説については、政策ディベートでは個別の事実であれ事実に関する法則性であれ、「事実」に関するものであれば、信頼性を有する専門家の根拠に基づいた記述には一定の証明力があると考えられるが、事実ではなく「規範」や「価値」が問題になる法解釈の議論において、そもそも「研究者の記述」を引用することで何かを証明したことになるのか、極めて疑わしい。もっとも政策ディベートにおいても、価値が問題になる議論において専門家の発言等が証拠資料として扱われ、ディベーターの主張とは区別された一定の重みを認められている実態がある。つまり法律論ディベートにおけるこの問題は、政策ディベートにおける「規範に関する証拠資料」の意味を問い直すことにもつながるだろう。

また、特に法律事例ディベートでは裁判例を素材にする場合が多いが、そこで当該裁判例の判旨自体を「証拠資料」として用いて証明力を認めることができないのは自明である。また、事実上の法源として機能している最高裁判例についても、素材とされた判例自体を証拠資料として使えない点は上と同様であるが、他の判例に証明力を認めるかどうかは、どのようなスタンスでゲームのルールを設定するか これまでの判例との整合性にどの程度の価値を認めるか による。授業で利用する場合、このようなルール設定を明示することが求められる。そのことは、ディベートに限られない法律学学習の暗黙の前提を意識化することにもつながるだろう。

4.3 法律学学習の段階の中での位置づけ

法律論ディベートの教育目的を、(1)一般的な批判的思考力・説得的表現力(2)法律学における「議論スタイル」(「法的三段論法」等)の習得(3)具体的な論点に関する条文・判例・学説の知識のどれに置くかによって、そのありようは異なってくる。そのことは、法学学習のどの段階でディベートを行うか、事前学習を(特にディベーター以外の聴衆に)どこまで要求するかに関わる。

一般に、個別の条文/個別の論点に関する法律学習は、(ア)条文の言葉の意味を理解する(イ))当該条文のルールが想定する典型的な状況を理解する(ウ)当該条文のルールの意味について代表的な判例を学ぶ and/or 典型的状況ではなく限界的な事例について考察するという3つの学習要素から構成されると考えられるが、法律論ディベートの活用は、「(ウ)の後に、学修内容の習熟のために使う」場合と、「(イ)の後に、(ウ)への導入として使う」場合の二つが考えられるのではないかと。どちらであるかによって、留意すべき点が異なってくるだろう。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計66件（うち査読付論文 10件 / うち国際共著 4件 / うちオープンアクセス 17件）

1. 著者名 角松 生史	4. 巻 Mar-70
2. 論文標題 法の影の下の景観協議 景観法と法の表出的機能?	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 都市計画	6. 最初と最後の頁 18-21
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 角松生史 / 尾下悠希 / 曾野裕夫 / 八田卓也	4. 巻 3
2. 論文標題 法律事例ディベートの実験 - 最高裁判例を素材に	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 ディベートと議論教育	6. 最初と最後の頁 2-34
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 青沼智	4. 巻 -
2. 論文標題 ことばというシンボル メディア化する日常	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 グローバル社会における異文化コミュニケーション	6. 最初と最後の頁 36-47
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Satoru Aonuma & Kazuhiko Seno	4. 巻 -
2. 論文標題 Big in Japan?: A Note on the Japanese Reception of American Policy Debate	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Networking Argument	6. 最初と最後の頁 534-540
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Satoru Aonuma	4. 巻 13
2. 論文標題 Contentious Performance and/as Public Address: Notes on Social Movement Rhetorics in Post-Fukushima Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 International Journal of Communication	6. 最初と最後の頁 3293?3320
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 久保健治	4. 巻 2
2. 論文標題 議論教育における調査型と即興型の比較に関する一考察 - 日本語教室ディベートにおける実践とアンケートの分析 -	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ディベートと議論教育 ディベート教育国際研究会論集	6. 最初と最後の頁 2月18日
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 師岡淳也・青沼智	4. 巻 -
2. 論文標題 「異文化としての『スピーチ』 公の場で文化・政治を語ること」	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 グローバル社会における異文化コミュニケーション	6. 最初と最後の頁 146-157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Junya Morooka	4. 巻 -
2. 論文標題 Gender diversity in debate in Japan: An examination of debate competitions at the secondary and tertiary levels	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Networking Argument	6. 最初と最後の頁 519-526
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Gordon R. Mitchell, Taylor Hahn, Satoru Aonuma	4. 巻 -
2. 論文標題 Policy debate topic change controversies in the U.S. and Japan	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 Argumentation and Advocacy	6. 最初と最後の頁 34-52
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) 10.1080/00028533.2017.1412173	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 Junya Morooka & Kenji Kubo	4. 巻 -
2. 論文標題 Debate as New Mode of Oratory: A Critical Analysis of the Controversy over the Value of Student Oratory in Post-World War II Japan	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Proceedings of the Ninth Conference of the International Society for the Study of Argumentation	6. 最初と最後の頁 823-832
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 蓮見 二郎	4. 巻 -
2. 論文標題 徳論なき市民的共和主義は可能か? : ジェフリー・ヒンクリフのシティズンシップ教育論	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 関口正司編『政治リテラシーを考える: 市民教育の政治思想』	6. 最初と最後の頁 91-111
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 蓮見 二郎	4. 巻 85
2. 論文標題 民主的構築主義の選挙権年齢論: 18歳選挙権は日本において適切か	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政研究	6. 最初と最後の頁 309-328
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 八田卓也	4. 巻 -
2. 論文標題 Presumption and its evidentiary relevance	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 'Evidence in the process' (II Conferencia Internacional & XXVI Jornadas Iberoamericanas de Derecho Procesal, Atelier)	6. 最初と最後の頁 351-363
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 師岡淳也・青沼智	4. 巻 -
2. 論文標題 異文化としての「スピーチ」：公の場で文化・政治を語ること	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 池田理知子/埴幸枝 (編) 『グローバル化社会における異文化コミュニケーション：身近な「異」から考える』(三修社)	6. 最初と最後の頁 146-157
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Junya Morooka	4. 巻 -
2. 論文標題 Gender Diversity in Debate in Japan: An Examination of Debate Competitions at the Secondary and Tertiary Levels	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 Carol Winkler (ed.) Networking Argument (Routledge)	6. 最初と最後の頁 印刷中
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 青沼智	4. 巻 -
2. 論文標題 「旧修辞学」の復権	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 メディア・レトリック論	6. 最初と最後の頁 45-56
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Narufumi Kadomatsu	4. 巻 -
2. 論文標題 A Misinterpretation or a Productive Diversion? The Rise and Fall of the "Relationship of Reciprocal Interchangeability"	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 Russell L. Weaver et al(ed.), Comparative Perspectives on Administrative Procedure, Carolina Academic Press	6. 最初と最後の頁 105-127
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 運見二郎	4. 巻 21
2. 論文標題 シティズンシップ教育実践を考える5つの論点 ケヴィン・I・マシューズ氏との対話	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 日英教育研究フォーラム	6. 最初と最後の頁 29-35
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 師岡淳也	4. 巻 10
2. 論文標題 戦後日本におけるコミュニケーション学の歴史への新たな視座ー1960-70年代のスピーチ・コミュニケーション科目の分析を中心としてー	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 ことば・文化・コミュニケーション	6. 最初と最後の頁 89-106
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 矢野善郎	4. 巻 -
2. 論文標題 信頼の合理化の行方 ジンメルとヴェーバーの古典的パラダイムからの投射	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 佐々木・吉野・矢野編『現代社会の信頼感 国際比較研究()』(中央大学出版会)	6. 最初と最後の頁 159-181
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計34件（うち招待講演 8件 / うち国際学会 21件）

1. 発表者名 尾下悠希 / 角松生史
2. 発表標題 法律事例ディベートの実践-最高裁判例を素材に
3. 学会等名 第6回 議論学国際学会（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Satoru Aonuma
2. 発表標題 Academic Debate and (Pre-)Law Education: A Japan-U.S. Comparison
3. 学会等名 第6回 議論学国際学会（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 角松生史 / 尾下悠希
2. 発表標題 法律事例ディベートの実験 - 最高裁判例を素材に
3. 学会等名 第6回ディベート教育国際研究会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 角松生史
2. 発表標題 ヘイトスピーチ対策の法律問題
3. 学会等名 京都府人権問題特別研修第9回（招待講演）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Satoru Aonuma
2. 発表標題 Shinzo Abe's Not So Beautiful Lies, or How He Stopped Worrying about Embarrassing Himself in Public
3. 学会等名 NCA/AFA Summer Conference on Argument (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 青沼智
2. 発表標題 アカデミック・ディベートと法律解釈--命題充当性 (topicality) の日米比較
3. 学会等名 第6回ディベート教育国際研究会大会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 上條純恵・張小英・久保健治
2. 発表標題 「日本語ディベート選手権国際大会 2019 台湾」実施報告
3. 学会等名 第5回ディベート教育国際研究会大会 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 井上奈良彦・竹中野歩・山形伸二・久保健治・他
2. 発表標題 クリティカルシンキング教育に有効なアクティブラーニング型教材アプリの開発・検証・進捗報告
3. 学会等名 第5回ディベート教育国際研究会大会 (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 久保健治
2. 発表標題 ディベートの実社会に対する活用に関するイメージ像の解析：競技ディベートと教室ディベートにおける比較
3. 学会等名 第5回ディベート教育国際研究会大会（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 上條純恵・田中綾子・松崎遼子・久保健治
2. 発表標題 日本語ディベート国際大会は、東アジアの未来においてどのような価値を有するか
3. 学会等名 東アジア日本研究者協議会第4回国際学術大会（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 蓮見二郎
2. 発表標題 シティズンシップ教育研究の語り方、語られ方：政治学、政治理論の立場から
3. 学会等名 シティズンシップ教育研究大会2019（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 蓮見二郎
2. 発表標題 イギリスのシティズンシップ教育：日本の公共教育の可能性とは
3. 学会等名 令和元年度全国公民科・社会科教育研究会全国研究大会（招待講演）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 蓮見二郎
2. 発表標題 共通善に投票しなければならないのか：投票先の規範理論
3. 学会等名 第13回九州大学-亜洲大学共同シンポジウム（国際学会）
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 八田卓也
2. 発表標題 事例ディベートを通じた法学(民事訴訟法)少人数教育
3. 学会等名 第6回ディベート国際教育研究会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 Junya Morooka
2. 発表標題 A critical analysis of meta-arguments in the National Diet of Japan: The case of a debate over security legislation in 2015
3. 学会等名 NCA/AFA Summer Conference on Argument（国際学会）
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 師岡淳也
2. 発表標題 日本のディベート大会に関する実態調査報告-2015-16年の大会データを中心として
3. 学会等名 第6回ディベート教育国際研究会大会
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 角松生史
2. 発表標題 法学専門教育におけるアカデミック・ディベート の活用について
3. 学会等名 福井法教育研究会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Junya Morooka & Kenji Kubo
2. 発表標題 Debate as New Mode of Oratory: A Critical Analysis of the Controversy over the Value of Student Oratory in Post-World War II Japan
3. 学会等名 Ninth Conference of the International Society for the Study of Argumentation (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保健治
2. 発表標題 大学教養科目としての日本語ディベート教育実践－調査型と即興型の相違に着目して
3. 学会等名 ディベート教育国際研究会大会 (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保健治
2. 発表標題 日本における日本語ディベート教育の現状
3. 学会等名 上海外語大学主催 日本語スピーチ・ディベート大会 CASIO杯 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 久保健治
2. 発表標題 日本語パラメンタリーディベートの可能性
3. 学会等名 ディベート教育国際研究会 授業実践分科会 (招待講演)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Jiro Hasumi
2. 発表標題 Inclusions and Exclusions by Plurilingualism and Pluriculturalism
3. 学会等名 International Conference on Multicultural Democracy (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Takuya Hatta
2. 発表標題 Presumption and its evidentiary relevance
3. 学会等名 II Conferencia Internacional & XXVI Jornadas Iberoamericanas de Derecho Procesal (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Satoru Aonuma
2. 発表標題 Terrorizing the Nation Kairotically: An Argumentative Critique of 'Missile Alert' as Political Deception in Japan
3. 学会等名 International Society for the Study of Argument Conference (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 Satoru Aonuma & Kazuhiko Seno
2. 発表標題 Big in Japan?: A Note on the Japanese Reception of American Policy Debate
3. 学会等名 National Communication Association/American Forensic Association Summer Conference on Argument (Alta, UT, USA) (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 蓮見二郎
2. 発表標題 新科目「公共」に何を期待するか～「政治的主体」
3. 学会等名 日本公民教育学会春季シンポジウム (招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Junya Morooka
2. 発表標題 Gender Diversity in Debate in Japan: An Examination of Debate Competitions at the Secondary and Tertiary Levels
3. 学会等名 20th NCA/AFA Alta Conference on Argumentation (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 Junya Morooka
2. 発表標題 Rhetorical Education at Christian Schools in Late 19th-century Japan
3. 学会等名 103rd Annual Convention of the National Communication Association (国際学会)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 松井 市子（発表者），根本 栄一（発表者），矢野 善郎（指導助言）
2. 発表標題 実業系高校におけるディベート・ディスカッションの取り組み事例
3. 学会等名 全国英語教育研究大会
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計3件

1. 著者名 青沼智、池田理知子、平野順也	4. 発行年 2018年
2. 出版社 ナカニシヤ出版	5. 総ページ数 192
3. 書名 メディア・レトリック論	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	青沼 智 (AONUMA Satoru) (50306411)	国際基督教大学・教養学部・教授 (32615)	
研究分担者	久保 健治 (KUBO Kenji) (90818361)	九州大学・言語文化研究院・学術研究者 (17102)	
研究分担者	曾野 裕夫 (SONO Hiroo) (60272936)	北海道大学・法学研究科・教授 (10101)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	蓮見 二郎 (HASUMI Jiro) (40532437)	九州大学・法学研究院・教授 (17102)	
研究分担者	八田 卓也 (HATTA Takuya) (40272413)	神戸大学・法学研究科・教授 (14501)	
研究分担者	師岡 淳也 (MOROOKA Junya) (50409918)	立教大学・異文化コミュニケーション学部・教授 (32686)	
研究分担者	矢野 善郎 (YANO Yoshiro) (70282548)	中央大学・文学部・教授 (32641)	

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究協力者	尾下 悠希 (OSHITA Yuki)		

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関